

令和2年7月6日

## 債権者の皆様へ

東京都中央区日本橋茅場町3-12-2  
ASKビル6階  
明哲綜合法律事務所  
破産者ミナト興業株式会社  
破産管財人弁護士 伊藤 一哉

前略

当職は、破産者ミナト興業株式会社（以下「破産会社」といいます。）の破産管財人として、債権者、その他関係者の皆様に対し、以下のとおりご案内申し上げます。

### 1 破産手続の開始について

破産会社は、下記2件のスイミングスクール事業を運営していましたが、令和2年6月30日午後5時、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任されました。

- ① ミナトスポーツクラブ天王台
- ② 野田ミナトスイミングスクール

これにより、当事業を含む一切の財団は、破産財団を構成し、その管理権は法律上当職に帰属しました。

なお、破産会社のホームページに掲載されている以下の施設につきましては、別法人が経営しているものであり、本破産手続の対象とはなっておりません。

- ・ミナトスポーツクラブ鎌ヶ谷
- ・鎌ヶ谷ミナトスイミングスクール
- ・ゴルフレンジニューミナト（旧「鎌ヶ谷ミナトゴルフセンター」）

### 2 会員の皆様と破産会社との契約関係について

上記①②のスイミングスクール事業については、破産会社の破産開始に伴い、廃業となりました。

会員の皆様と破産会社との会員契約も、終了となります。

すでに破産会社に会費等を前払いで支払われている方々については、破産会社に対する会費等返還請求権を有している債権者（破産債権者）として取り扱わせていただく方針です。

ただし、本破産手続では、1億円以上の税金・社会保険料等の滞納額があり、破産債権者の方々に対する配当の見込みが全くございません。今後、配当の見込みが生じた場合には、当職よりご連絡申し上げます。

なお、会員の皆様の破産債権については、上記事業の承継先が一定の救済措置を行う旨申し出ておりますので、後記のとおりご案内申し上げます（後記3）。

### 3 スイミングスクール事業の再開と会員の移行手続について

当職は、7月6日付けで上記①②のスイミングスクール事業を「株式会社H a f e n（ハーフェン、以下「譲受会社」といいます。）」に譲渡しました。

譲受会社は、新しいクラブを創設し、従前の施設においてスイミングスクール事業を運営する方針です。会員の皆様の破産債権（破産会社の会費等返還義務）についても承継する旨申し出ており、すでに会員様の新クラブへの移行手続を開始されています。施設の再開も数日中に再開する運びとのことです。

新クラブへのご入会方法や破産債権の取り扱い等については、以下の会員専用のお問合せ窓口までお問い合わせ下さい。

記

**【会員専用のお問合せ窓口：受付時間 平日 10時～18時】**  
ミナトスポーツクラブ天王台 電話番号04-7185-3710  
野田ミナトスイミングスクール 電話番号04-7129-3181

### 4 お問い合わせ/よくあるご質問について

本破産事件等についてのお問い合わせについては、引き続き上記3のお問合せ窓口までご連絡ください。

会員等の皆様から本日までにお問い合わせいただいた代表的なご質問とこれらに対する回答の骨子については、別紙「よくあるご質問について」に記載していますので、こちらをご参照下さい。

なお、本件は債権者数が2600名以上に上ることから、管財人事務所へお問い合わせをいただいても速やかにご対応できないことを予めお詫び申し上げます。

以上、当職の管財業務にご理解ご協力を賜りたく、よろしくお願い致します。

草々